

ユレーターを使った安全啓発教育を行っており、箕面市ではスケアードストリート（恐怖を実感させて危険行為を未然に防ぐ教育手法 スタントマンなどによる実演）による自転車安全教室を行っている。またそのDVDを作成して安全教育に生かしている。なおかつ箕面市では警察と連携し危険な運転をしている自転車利用者に指導警告を行うという、かなり踏み込んだ自転車安全条例を設置している。本市でも広報活動や啓発活動が必要だと思う。ホームページを使ったり、掲示板を活用したり、方法は様々だと思うが、広報についての本市の考えは、

答 本市もホームページに掲載し、広報している。県警も施行以前に予告として掲載していると聞いている。掲示板等における啓発は、今後、自治会や老人会など、各関係機関の協力も必要であるため、それを管轄する市内部の関係部署間で連携を取り、広報活動に取り組んで行きたい。



交通安全教室（自転車）

一般質問
竹森 衛
(日本共産党)

教育行政

問 就学援助金制度の改善、拡充についての市の考えは。

答 就学援助制度の手続の流れは、新年度が始まってから学校を通じて周知し、5月中旬に学校で申請を受け付け、教育委員会へ提出される。その後、世帯全員の所得状況を確認し認定事務を行う。認定後の実績に基づく支払いとなるため制約はあるが、一日でも

早い支給ができるように考えていきたい。貸付金制度は、新年度になってからの申請のため、新入学の準備には間に合わないという実情であるが、新たに貸付金制度を新設する場合、現在の就学援助費において新入児童生徒学用品費等が対象項目となっており、重なる部分も発生し不都合が生じる場合もある。また、審査や要件の整理も必要であり、もし就学援助と同じく準要保護家庭の者を対象とすれば、

就学援助同様に申請手続には学校及び地域の民生児童委員の協力を得なければならず、今まで以上の負担を強いることにもなりかねない。このようなことから新たな貸付金制度の新設は考えていない。

問 失業や倒産等で生活が急変することもあり、年度途中でも申請を受け付ける体制が必要だと思うが市の考えは。

答 追加申請は、年度途中に市外から転校してきた児童・生徒のみ対象としているが、年度当初に就学援助の申請をした世帯は、年度途中で離婚や死別、再婚等で世帯構成が変更になった場合は申し出により新しい世帯構成による再

判定を行っている。しかし、失業や倒産といった理由での申請は、世帯の所得額の把握ができないことから追加申請の受け付けはしていない。

問 就学援助の対象は、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費、体育実技用具費等2010年に加わった項目も含まれるか。

答 支給項目、単価はおおむね国の基準どおりに実施しているが、2010年に加わった事項は、検討はしているが、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費、体育実技用具費は対象としていない。支給対象品目を広げることは、現在補助している項目を総括的に見直す必要もあり、補助額を維持することに努めたい。

問 子どもたちが大人になつたとき、このまちに住んでよかったと思えるまちにするため市の考えは。

答 子どもの貧困は世情の中で大変な問題を引き起こしていること認識しているが、進学できないことが一番大きな要因かと思う。そのための学習支援として、色々な方法があると思うが、金銭的な支援もあればボランティアによる支

援もあると思う。ただ、この問題は全国の市町村が抱えている問題であり、奈良県においての教育サミットで検討していきたい課題でもある。子どもたちがしっかりと就学、就労できる環境づくりを整備していく必要がある。

問 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたが、教育委員会と教育長のいずれに根本的な権限があるのか。

答 今回の改正は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置するものであり、市長が教育長を任命すること、市長が教育長を任命している。教育委員会の職務権限は変更されておらず、教育委員会の議事は出席者の過半数で決することとされており、教育長及び教育委員の合意で意思決定することに変更はない。

問 教育に関する大綱の策定実施にも教育委員会の同意・協議が必要だと思いが考えは。

答 大綱とは教育の目標や施策の根本的な方針を定めるものである。総合教育会議で市長と教育委員会が協議・調整を尽くし市長が策定するものであり、教育委員会の同意・